

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市重要文化的景観整備事業
補助の区分	事業補助(協調事業補助)
補助の概要	佐渡市の重要文化的景観を保存するため、重要文化的景観の重要な構成要素の修理及び修景等工事に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	指定物件として、佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計計画に記載される重要な構成要素のうち、単独で選定された個人家屋 他指定外物件で重要な構成要素となっているもの
補助対象経費	指定物件、指定外物件の外観修理及び修景にかかる補助対象経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	700万～900万 文化庁との協議で上限を超える場合がある
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	7/10～9/10
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	100%の保全及び利活用 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	重要文化的景観の重要な構成要素の外観を中心とした修理や修景等の工事を行い町並みの保全を目的としている。
補助制度開始	平成28年3月31日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については指定された地域の中で本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 調査係
(電話番号)	0259-63-5136